

昭島ふれあいほっとサロン活動費助成金交付要領

(目 的)

第1条 この要領は、「昭島ふれあいほっとサロン支援実施要綱」(以下、「支援実施要綱」という。)に定めるサロン実施団体に、活動費の一部を助成し、市内におけるサロン活動の充実を図ることを目的とする。

(理 念)

第2条 サロン活動に必要な経費は、原則として自主的に確保し、本事業は、その不足分を助成するものとする。

(助成の要件)

第3条 この要領で助成の対象とするサロン活動は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 支援実施要綱に基づき昭島市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)に登録されている団体で原則3人以上で活動するものとする。
- (2) 1回の参加者を概ね5名以上とする。
- (3) 開催回数は、原則として月1回以上とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該年度の予算の範囲内とし、ひとつのサロンに対する助成金の額は、下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 立ち上げ費助成(設立にかかる年度) | 10,000円 |
| (2) 運営費助成(活動を実施する年度) | 10,000円 |

2 助成にあたっては、社協の他の助成金と併用することはできない。

(助成金の使途)

第5条 助成金の使途については、当該サロン実施団体における次の必要経費の一部とする。

- (1) 会場使用、実費弁償に関する費用
- (2) 茶菓、消耗品等及び運営に関する諸費用
- (3) 器具什器に係る費用
- (4) 広報等に係る費用
- (5) 参加者の傷害保険に係る費用
- (6) その他、昭島市社会福祉協議会会長(以下、「会長」という。)が必要と認めた費用

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするサロン実施団体は、「昭島ふれあいほっとサロン活動費助成金交付申請書」(第1号様式)に当該年度の収支予定を記入し、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の申請を受理した時は、速やかに内容等を審査し、助成金交付の可否を決定する。

2 会長は、前号の決定を行ったときは、その内容を「昭島ふれあいほっとサロン活動費助成金交付決定通知書」(第2号様式)により、当該サロン実施団体へ通知する。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた団体は、当該年度が終了した時は、速やかに「助成金実績報告書」(第3号様式)を社協に提出するものとする。

(助成金の返還)

第9条 会長は、助成金を受けたサロン実施団体が次の事項に該当した場合は、助成金の全額又は一部を取り消し、返還を命ずることができる。

(1) 事業目的以外に使用したとき

(2) 偽りその他不正により交付を受けたとき

(3) 助成金の交付決定の内容または条件等に違反したとき

(委 任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は平成25年10月4日から施行する。